

○ 対策地域の指定要件について

■ 1号要件(施行令第2条第1項第1号)

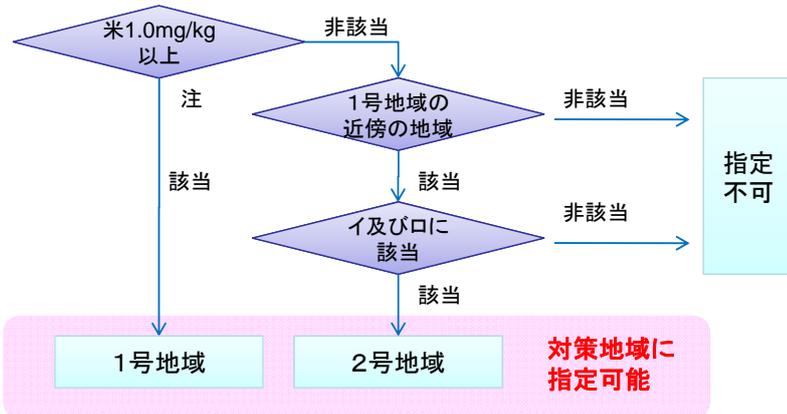
その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき1mg以上であると認められる地域であること。(注)

■ 2号要件(同条同項第2号)

1号地域の近傍の地域のうちイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び1号地域との距離その他の立地条件からみて、生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき1mg以上となるおそれが著しいと認められるものであること。

イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。

ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。



土性区分	分類基準
1 微粒質	土層(作土0~15cm)の粘土含量25%以上
2 細粒質	" 15~25%
3 中粒質	" 0~15% (ただし砂含量85%以下)
4 粗粒質	" 0~15% (ただし砂含量85%以上)

注) この表中の粘土および砂の定義ならびにそれらの含量の測定方法は、国際土壌学会で定めた方法による。

注 現在検定省令による検定の結果1.0ppm以上のカドミウムを含有すると認められる米が生産され、または検定省令と実質的に同一であると認められる測定方法により過去数年間に1度以上1.0ppm以上のカドミウムを含有すると認められる米が生産されたと認められる地域

7

(参考) 2号要件の運用について

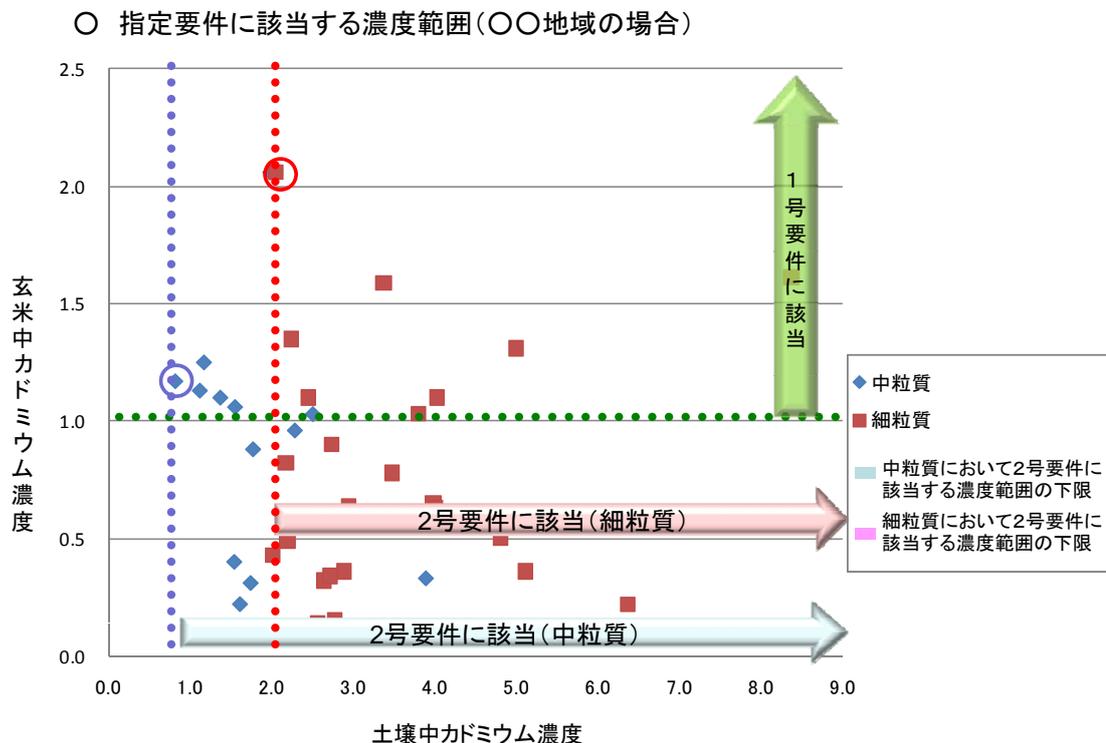
- 2号地域の指定要件については、施行通知(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の施行について;昭和46年6月30日付け46農政3341号)において運用が示されている。

政令	施行通知
近傍の地域	○ 1号地域に囲まれた地域や1号地域のすぐ隣の地域のほか、1号地域と水系または汚染原因が同一であると認められる地域等
土壌に含まれるカドミウムの量	○ 1号地域の土壌に含まれるカドミウムの量とくらべて、その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が同程度であるかまたはこれより多い地域 ○ 1号地域の土壌に含まれるカドミウムの量にかなりの巾があるときは、これらの量のうち極端に低いものを除いた残りのうち低いものを基準として判断する
土性がおおむね同一	○ その地域の土壌と1号地域の土壌が、粒径分析の結果から別表(p.7参照)に定める分類方法により分類した場合に、同一の区分に属するか否かによって判断する
米に含まれるカドミウムの量	○ 1号地域に囲まれた地域や1号地域のすぐ隣の地域等にあつては、同項第2号のイおよびロに掲げる要件に該当する場合は、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が1.0ppmよりある程度低いものであつても、2号地域と解する ○ それら以外の地域にあつては、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が天候、水利状況等の条件如何によっては、1.0ppm以上となるであろうことも考えられるような比較的1.0ppmに近い程度でなければたとえ同号のイおよびロに掲げる要件に該当しても2号地域とは解さない

8

(参考) 指定対象となる土壤中Cd濃度の範囲について

- 1号地域の近傍には、それと同等ないしそれ以上の土壤中カドミウム濃度を示す地域が存在しており、これらを2号地域として指定することにより、玄米中カドミウムが1.0 mg/kgを超えるおそれのある地域も含め、一体的かつ効率的に対策を行うことが可能となっている。



9

(参考) 土壤環境基準の見直し案について

- 農用地土壤環境基準等専門委員会報告を踏まえ、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、カドミウムに係る環境基準(農用地)を以下のように改正することが考えられる。
- また、「その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき1mg以上であると認められる地域であること。」とされている農用地土壤汚染対策地域の指定要件(1号要件)について、土壤環境基準の見直しの方向を踏まえた検討が必要。

○ カドミウムに係る土壤環境基準の見直し案

	改正方向	現行
項目	(改正なし)	カドミウム
環境上の条件	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき 0.4mg以下 であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき 1mg未満 であること。
測定方法	(改正なし) 環境基準告示とは別に、専門委員会報告を踏まえ、昭和46年6月農林省令第47号の改正を行う。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法

10

○ 今後の指定要件等のあり方について（たたき台）

1 指定要件について

- 指定要件は、客観的な測定データに基づいて、公正かつ合理的なものとして設定される必要。
- また、「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されることを防止」という目的を達成するため、「人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されると認められる地域」及び「そのおそれが著しいと認められる地域」を、適切に指定する要件である必要。

(1) 1号要件について

- 専門委員会報告を踏まえた上で、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されると認められる地域を、適切に指定できる要件とするためには、どのような要件が適切か。

(2) 2号要件について

- 現に玄米に含まれるカドミウムの量が基準を超えない場合でも、「土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等」からみて、基準を超える「おそれが著しいと認められる」地域を2号要件により指定できることとするのが適切か。

2 湛水管理について

- 専門委員会報告において、土壌環境基準に適合するかどうかを調査する場合、「当該地域で生産される米の品質管理の観点から通常行われている水管理」を行ったほ場について調査を実施することが望ましく、試料を採取するほ場における稲の生育期間中の気象条件や湛水管理の実施状況等について把握していくことが望ましいとされている。
- 土壌中のカドミウムの量と玄米中のカドミウムの量の相関に大きく影響する水管理条件による変動を極力抑制するために、常時監視における水管理の扱いなどについて、どのように実施していくことが必要か。